



○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。 **(027-896-4739)**

① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けましょう！

「えるぼし認定」は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に、申請により、厚生労働大臣が認定します。認定を受けた事業主は、認定マークを商品や広告、名刺、求人票などに付け、PRできます。また、公共調達で加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。

<p>3段階目（3つ星）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」の5つの項目全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
<p>2段階目（2つ星）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」のうち3つ又は4つの項目を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ●満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該項目に関連するもの（※）を実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
<p>1段階目（1つ星）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」のうち1つ又は2つの項目を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ●満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該項目に関連するもの（※）を実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
<p>プラチナえるぼし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業主行動計画策定指針に即して適切な一般事業主行動計画を策定し、策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ●男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任し、その選任状況を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ●「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」の5つの項目全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ●女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く。）のうち、8項目以上を毎年「女性の活躍推進企業データベース」に公表していること。 <p>※ えるぼし認定を受けた事業主が申請できます。</p>

※ 女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準とは「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5つの評価項目のことです。




詳細や申請書類などは、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）で公開しています。

女性活躍推進法特集ページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

② 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」を受けましょう！

「くるみん認定」は、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、その行動計画に定めた目標の達成などの一定の要件を満たした場合に、申請により、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定します。認定を受けた事業主は、認定マークを商品や広告、名刺、求人票などに付け、PRできます。また、公共調達で加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。

	主な認定基準
くるみん認定 	<ul style="list-style-type: none"> ●一般事業主行動計画に基づく目標の達成 ●男性の育児休業取得率10%以上、女性の育児休業取得率75%以上 ●子が小学校就学前まで利用可能な短時間勤務制度等があること ●①所定外労働の削減のための措置②年次有給休暇の取得の促進のための措置③働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置のいずれかについて、成果に関する具体的な目標の設定と実施
トライくるみん認定 	<ul style="list-style-type: none"> ●一般事業主行動計画に基づく目標の達成 ●男性の育児休業取得率7%以上、女性の育児休業取得率75%以上 ●子が小学校就学前まで利用可能な短時間勤務制度等があること ●①所定外労働の削減のための措置②年次有給休暇の取得の促進のための措置③働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置のいずれかについて、成果に関する具体的な目標の設定と実施
プラチナくるみん認定  ※マントの色は、12色の中から選べます	<ul style="list-style-type: none"> ●一般事業主行動計画に基づく目標の達成 ●男性の育児休業取得率30%以上、女性の育児休業取得率75%以上 ●子が小学校就学前まで利用可能な短時間勤務制度等があること ●所定外労働の削減のための措置または年次有給休暇の取得の促進のための措置について、定量的な目標の設定と達成 ●働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の実施 ●子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育児休業等を利用している者を含む）してる者の割合90%以上 ●育児休業等や育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画の策定と実施 ※ くるみん認定又はトライくるみん認定を受けた事業主が申請できます

プラス認定

上記に**プラスして**、不妊治療のために利用することができる休暇制度等の整備、不妊治療と仕事の両立を推進する方針及び担当者の周知、不妊治療と仕事の両立に関する研修の実施等の基準を満たした、「**不妊治療と仕事との両立をサポートする企業**」が受けることができます。

詳細や申請書類などは、厚生労働省ホームページで公開しています/
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

くるみんプラス認定



トライくるみんプラス認定



プラチナくるみんプラス認定

※マントと周りの色は、12色の中から選べます

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！

